



交通事故が原因で取得した 有給休暇分は、相手に賠償 してもらえる？

東京リベルテ法律事務所 弁護士 東 麗子

Aさんは、車を運転中、赤信号で停車していたところ、後ろから来た車に追突されました。事故後すぐに病院に行ったところ、^{けいつい}頸椎捻挫と診断され、3ヵ月たった今も、首の痛みがあるため、2週間に1回のペースで整形外科に通っており、通院のために有給休暇を使って会社を休みました。この場合、Aさんは、加害者に、有給休暇分を損害として請求することができるのでしょうか。

◆ 解説

交通事故によって、会社を休んだり仕事ができなかったりして、収入が減少した場合、この収入減少分を、加害者に賠償請求することができます。これを「休業損害」といいます。

休業損害は、事故発生時から、怪我が完治したか、あるいは症状固定（これ以上治療しても治らないことが確定した状態をいい、症状固定時以降は、病院に通院する必要はなくなります）した時まで、実際に減少した収入分とされています。なお、症状固定後、交通事故による怪我の後遺症が残ってしまった場合の収入減少分は「後遺症逸失利益」と呼ばれ、休業損害とはまた別の損害費目です。

では、休業損害はどのように計算するのでしょうか。会社勤めの方であれば、通常会社が休業証明を出してくれます。また、固定的な収入であれば、前月と今月の比較で計算できる場合もありますが、そうでない場合は、一般的に、前3ヵ月の給与（収入）または昨年の収入を元に、稼働日数1日当たりの収入を割り出し、それに実際に休業した日数を乗じます（1日当たりの平均収入額×休業した日数）。また、怪我の状態によっては、全く動けなかった期間と、少し回復した期間では減少分に差があると考えられるので、回復期については、労働能力の喪失を割合的に考える場合もあります（平均収入額×期間1＋平均収入額×期間2×50%など）。

休業損害は、実際に発生した損失を補填するものですから、収入が現実には減少していない場合は請求することができません。今回の場合、Aさんは病院に通院するのに、有給休暇を利用したため、実際に収入は減少していません。このような場合でも休業損害を請求することができるのでしょうか。

本来、有給休暇は、労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図るという目的で定められた制度であり、労働者の権利です。有給休暇の取得中であれば、休んでも賃金が発生します（労基法39条9項）。そのため、交通事故によって、これを使い果たさざるを得なかった場合には、有給休暇分についても損害として請求することができるかとされています。したがってAさんも有給休暇分について加害者に請求することができます。

ただ、有給休暇分の損害の計算の仕方については、一概に決まっておらず、有給取得をなかったものとして計算する方法や、有給手当（有給休暇取得中に発生する賃金）の額をそのまま損害額とする方法、また一部の裁判例には休業損害としてではなく慰謝料増額で考慮したものもあります。

先ほど述べたように、有給休暇を使うことは労働者の権利ですから、有給休暇を使ったからと賠償をあきらめず、その分もきちんと加害者に賠償してもらいましょう。交通事故については、公益財団法人日弁連交通事故相談センターによる無料の法律相談が実施されています。全国に相談場所がありますので、こちらを利用されるとよいでしょう。

執筆者プロフィール

東 麗子（ひがし・れいこ）

弁護士（第二東京弁護士会） 東京都立大学法学部卒業。
悪徳商法など消費者問題を中心として、幅広く一般民事事件
および刑事事件を取り扱う。
趣味は読書、旅行。